

高柳町区自治会規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 本会は、区域内に住んでいる住民の親睦を図り、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、高柳町区自治会（以下「本会」という。）と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、宇土市高柳町と宇土市椿原町字水落の一部の区域とする。

(主たる事務所)

第4条 本会の事務所は高柳町公民館に置く。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員間の事務連絡に関すること。
- (2) 会員相互の親睦、文化教養の向上に関すること。
- (3) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (4) 集会施設等の管理運営に関すること。
- (5) その他、目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員等

(会員等)

第6条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。

2 前項の定めにかかわらず、本会の活動を賛助する法人及び団体は、賛助会員となることができる。ただし、表決権等は有しないものとする。

(会費)

第7条 会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会等)

第8条 会員等が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき。

第3章 組 織

(役員)

第9条 本会役員として、会長、副会長、理事、特別委員、会計及び監事を置く。

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において会員の中から選任する。

2 前項にかかわらず、年度途中において役員を選任及び交代を必要とするときは、会長の指名により、これを行うことができる。ただし、その場合、直近の総会において報告しなければならない。

3 監事は他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 理事は、市や各種団体が主催する活動に協力すると同時に、本会の運営に関する審議・業務を行う。
- (4) 特別委員は、会長が定める専任事項を所掌する。
- (5) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (6) 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会種別)

第13条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会権能)

第15条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事
- (3) 規約の制定及び改廃に関する事
- (4) 役員選任及び解任に関する事
- (5) 本会会費の額に関する事
- (6) 本会の解散及び精算人の選任並びに財産処分の方法に関する事
- (7) その他、本会の運営に必要な重要事項に関する事

2 総会において提出する書類は、役員会において作成する。

(総会開催)

第16条 定期総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(総会招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員（以下「出席会員」という。）の中から選出する。

（総会の議決）

第19条 総会の議事は、特別の定めがある場合を除き、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第20条 総会における会員の表決権は、世帯の構成員数にかかわらず、一世帯に1票とする。

（総会の議事録）

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及び総会に出席した監事が署名押印をしなければならない。

第5章 役員会

（役員会の構成）

第22条 役員会は、会長、副会長、理事、特別委員、会計及び監事をもって構成する。

（役員会の機能）

第23条 役員会は、次の事項を決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会で議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第24条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集し、会長が議長を務める。

（役員会の議決）

第25条 役員会の議決は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

第6章 組長会

（組と組長の任務）

第26条 会員の相互連絡を密接にするために、組を設ける。

- 2 組の範囲は、地理的要件、会員数の条件等を勘案して、会長が定める。
- 3 組には組長を置き、組を代表する。
- 4 組長の任期は1年とし、組を構成する会員（以下「組内会員」という。）によって決定し、再任を妨げない。
- 5 組長は次の業務を行う。
 - (1) 組内会員から年間会費を集めて、会計に納入すること。
 - (2) 組内会員の災害発生時等緊急連絡網を作成し、会長に報告すること。
 - (3) 市広報紙等の配付及び連絡事項等の回覧を組内会員に伝達すること。

(4) 資源ゴミ収集当番において、組内会員に積極的な参加を促し、円滑な収集業務を行うこと。

(5) 環境整備等に関し、組内会員から要望があるときは会長に連絡・提案すること。

(6) 組内会員に関する必要な情報を会長に連絡すること。

ア 独り住まいの高齢者や体の不自由な人のうち、災害発生時等において自力での避難が困難な人に関する情報

イ 会員の死亡等に関する情報

(7) 組内会員から要望があったときに、組内会議を主催すること。

(組長会)

第27条 本会の円滑な運営を図るために、組長会を置く。

2 組長会は、必要に応じて会長が招集する。

3 組長は、組長会での決定事項、伝達事項について、必要に応じて組内会員に伝えなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 別に定める財産目録に記載する資産

(2) 会費

(3) 活動に伴う収入

(4) 資産から生じる預貯金利息

(5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

(資産の処分)

第30条 本会の資産で第28条第1号に掲げるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員の4分の3以上の議決を必要とする。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第32条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、総会の承認を得なければならない。

2 前項の定めにかかわらず、総会の承認を受けるまでの期間において、やむを得ないものについては、会長の責任において、前年度の予算を基準として執行することができる。

(事業報告及び決算)

第33条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第34条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(備え付け帳簿及び書類)

第35条 会長は、規約、登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳

簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えていなければならない。

第8章 雑 則

(規約の変更)

第36条 規約を変更しようとするときは、総会において出席会員の4分の3以上の議決を必要とする。

(その他)

第37条 その他必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1、この規約は、令和6年4月1日から施行する。
- 2、令和6年度に限り、第13条中「毎年3月1日」とあるのを「4月1日」と読み替えるものとする。